

鳥取縣公報

告 示

昭和十六年一月二十四日
第千二百一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A判

◇鳥取縣告示第七十三號

昭和十五年十二月十三日通常縣會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歲出豫算同年度特別會計大恩賜獎勵資金歲入歲出豫算同年度特別會計慈惠救濟資金歲入歲出豫算同年度特別會計羅災救助基金歲入歲出豫算同年度特別會計男女青年團指導獎勵資金歲入歲出豫算同年度特別會計教育資金歲入歲出豫算同年度特別會計小學校教員加俸資金歲入歲出豫算同年度特別會計公立學校職員加俸資金歲入歲出豫算同年度特別會計學校生徒獎勵資金歲入歲出豫算同年度特別會計就學獎勵資金歲入歲出豫算同年度特別會計倉吉農學校實習費歲入歲出豫算同年度特別會計中等學校改築費歲入歲出豫算同年度特別會計自作農創設維持獎勵資金歲入歲出豫算同年度特別會計未墾地開發資金歲入歲出豫算同年度特別會計畜產繁殖資金歲入歲出豫算同年度特別會計時局對策畜產獎勵資金歲入歲出豫算同年度特別會計種牡牛獎勵事業費歲入歲出豫算同年度特別會計中小商工業金融施設費歲入歲出豫算ノ要領左ノ通

昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事 八三郎

昭和十六年度鳥取縣歲入歲出豫算

歲

入

但シ地租豫算金高十七萬八千九百四十二圓本稅一圓二付

金一圓

營業稅附加稅 一三三、二八八

付金一圓

第一款 國 稅 附 加 稅 三一三、四三四

第一項 地 租 附 加 稅 一七八、九四二

00583

第三項 鑄區稅附加稅 二、二〇四
但シ鑄區稅豫算金高二萬二千四十九圓本稅一圓ニ付金十
錢

第二項 獨立稅 三二四、七四〇
第一項 段別稅 三、一六九
但シ土地評定實貸價格十五萬八千四百六十一圓實貸價格
一圓ニ付金三錢

第二項 船稅 一七、六二〇
第一項 自動車稅 三三、五三五
但シ家屋實貸價格五百四十一萬八千五百二十二圓實貸價
格一圓ニ付金三錢五厘

第二項 船稅 一八、七四七
第一項 自動車稅 五八、九八六
但シ家屋實貸價格一百一十六圓試辦鑄區稅豫算金高一千
一百一圓採辦鑄區稅豫算金高一千三百七十一圓本稅一圓
ニ付金七錢此金九十六圓試辦鑄區稅豫算金高一千二百三
十三圓本稅一圓ニ付金三錢此金六十七圓

第二項 家屋稅 九六九
第一項 藝妓稅 一八九、六四八
但シ營業收益稅豫算金高一萬三千三百二十二圓本稅一圓
ニ付金七八錢三厘五毛

第二項 家屋稅 一八、七四七
第一項 藝妓稅 一六六三
但シ營業收益稅豫算金高一萬三千三百二十二圓本稅一圓
ニ付金七八錢三厘五毛

第二項 家屋稅 一八九、六四八
第一項 藝妓稅 一八、七四七
但シ營業收益稅豫算金高一萬三千三百二十二圓本稅一圓
ニ付金七八錢三厘五毛

00587

烏程縣公報 第一千一百一號

昭和十六年一月廿四日

(第三種郵便物認可) 一〇

00595

00596

第一項 國庫納付金 二、四四〇 第一項 補償準備編入金
第二款 補償準備金編入金 二、五七九 歲出合計

二、五七九 二、五七九
五、〇一九 五、〇一九

◆鳥取縣告示第七十四號

米子財務出張所管内ニ於テ左ノ通縣稅檢查章返納並ニ交付セリ

昭和十六年一月二十四日

00597

區分	番號	年月日	鳥取縣知事	八	田	三	郎
返納	三三	昭和十六年一月十一日	西伯郡手間村役場	所屬廳	職名	氏名	渡部吉晴
交付	三三	昭和十六年一月十一日	同	書記	同	清川嘉治	同

左記ノ通養蠶實行組合ノ解散届出アリタリ

昭和十六年一月二十四日

◆鳥取縣告示第七十五號

左記ノ通養蠶實行組合ノ解散届出アリタリ

昭和十六年一月二十四日

養蠶實行組合名	事務所ノ所在地	解散年月日	板井原	同	同	大字赤波一、三七六番地	同
美成	八頭郡大村大字美成二四六番地	昭和十五年四月十六日	杉	森	同	大字赤波九〇六番地	同
鷹狩	同 同 大字鷹狩七三五番地	同	馬	橋	同	大字赤波一三四番地	同
赤波上部	同 同 大字赤波六二四番地	同	同	同	同	大字鷹狩五二一番地	同
							四月十六日

◆鳥取縣告示第七十六號

鳥取縣臨時負債處理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任ス

昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事	八	田	三	郎
高城村 石龜義克	八	田	三	郎
酒津村 和田定七	八	田	三	郎

◆鳥取縣告示第七十七號

牛馬商免許試験左ノ通施行ス試験ヲ受ケントスル者ハ二月二十四日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ但シ昭和十五年四月以降ニ願書ヲ提出セルモノハ其願書ヲ充用ス

昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第七十八號

試驗期日 昭和十六年二月二十七日

試驗場所 鳥取縣會議事堂

試驗科目 學科

自午前十時至午後十一時三十分

試問

四 受驗者ハ試験ニ用フル筆、墨(萬年筆ニテモ可)ヲ携帶スヘシ

◆鳥取縣告示第七十九號

氣高郡瑞穂村宿耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第八十號

氣高郡瑞穂村宿耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

00599

◆鳥取縣告示第八十一號
公有水面埋立竣工期間伸長ノ件左記ノ通許可セリ

昭和十六年一月二十四日

一 埋立場所 氣高郡湖山村字新川三千二百四十六番ノ一地先湖山池公有水面

一 竣功伸長期限 昭和十六年十一月十七日

一 出願人 氣高郡大鄉村大字金澤

鳥取縣知事 八田三郎
氣高郡大鄉村大字福井 一五郎
氣高郡大鄉村大字福井字下灘ノ壹目一九八五至一九八六番地先湖山池公有水面

中島與太郎

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事 八田三郎
氣高郡大鄉村大字福井 一五郎
氣高郡大鄉村大字福井 一五郎

一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者 氣高郡大鄉村大字福井

一 埋立ノ場所 氣高郡大鄉村大字福井字下灘ノ壹目一九八五至一九八六番地先湖山池公有水面

六畝貳拾七步

一 埋立ノ面積 六畝貳拾七步

田地造成

一 埋立ノ目的 田地造成

一 免許年月日 昭和十六年一月二十四日

免許ノ日ヨリ參ヶ年以内ニ着手
着手ノ日ヨリ參ヶ年以内ニ竣功

◆鳥取縣告示第八十三號
昭和十六年五月入所セシムベキ燈臺官吏養成所生徒ヲ募集セラル應募希望者ハ左記心得熟覽ノ上願書ヲ横濱市中區北中通燈臺局内同所ヘ三月二十九日迄ニ提出セラルベシ

昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事 八田三郎
鳥取縣知事 八田三郎
氣高郡大鄉村大字福井 一五郎
氣高郡大鄉村大字福井 一五郎

一 執筆ノ免許ヲ受ケタル者 氣高郡大鄉村大字福井

一 視力 一標識科 瞬正視、兩眼共一〇、六〇(萬國視力)

一 辨色力 一標識科 瞬正視、兩眼共一〇、六〇(萬國視力)

一 聽力 一標識科 瞬正視、兩眼共一〇、六〇(萬國視力)

一 色盲、亂視、斜視アル者 ○・五米ヲ隔テ標準懷中時計ノ音ヲ完全ニ聽取シ得ザル者

一 疾病其他ノ呼吸器、血行器、神經系、痔瘻ノ疾患及關節運動ノ障害、四肢其ノ他ニ畸形、歪形アル者

一 手札形、半身脫帽、最近撮影ノソノ書スベシ

一 朱書スベシ

一 現在官廳奉職中ノ者ハ其ノ所屬長官ノ受驗認可書

一 明書ハ、履歷書ニ、寫眞(裏面ニ志願科名及氏名ヲ朱影ノソノ書スベシ)ホ、現在官廳奉職中ノ者ハ其ノ所屬長官ノ受驗認可書

一 志願書類イ、入學願書(志願科名及受驗手札形、半身脱帽、最近撮影ノソノ書スベシ)ロ、身分證明書ハ、履歷書ニ、寫眞(裏面ニ志願科名及氏名ヲ朱影ノソノ書スベシ)ホ、現在官廳奉職中ノ者ハ其ノ所屬長官ノ受驗認可書

一 志願期間 入學願書受付 昭和十六年三月二十九日迄

一 志願書ヲ受理セル者ニハ受驗票(受驗者心得ヲ添記ス)ヲ交付ス

一 猶試驗第一日ニ限リ試驗開始前迄各試驗場ニ於テ志願ヲ受付ク。但シ志願書類ニ完備セザルモノアルトキハ受驗スルコトヲ得ズ

五 試驗期日 身體檢查、人物考査 昭和十六年四月一日

六 身體檢查標準 身體檢查ニ不合格トナルベキ標準中主ナル事項

一 身長 一・五一五米ニ達セザル者

一 學科試驗 同 年同月二日

九 試驗執行地 (試驗場ハ受驗票(本心得四)ニテ指示ス)付學科試驗ヲ行フ

一〇 入學許可發表 昭和十六年四月中旬官報及遞信公報ニ發表シ、且ツ本人ニ通知ス

一一 入學期日 昭和十六年五月一日

一二 待 遇

一 在學中ハ一ヶ月二十七圓ノ手當ヲ給與シ、養成ニ必要ナル書籍、器具類ヲ貸與シ、寄宿舎ニ宿泊セシム

一 卒業後ハ標識技手(判任)ニ任ジ、判任官俸給令ニヨリ初任月俸四十八圓以上ヲ給ス

一 標識技手ハ燈臺ニ在勤、被服ヲ給與シ官舎ニ居住セシム

一 標識技手ハ高等官ニ陞進スルコトヲ得
一 交通不便ノ地ニ在勤スル標識技手ニハ一ヶ月ニ付三圓以上八十圓以下ノ難場手當及家族手當十圓以内、學齡兒童一人ニ付五圓ノ手當ヲ給ス

一 樺太及關東州ニ在勤スル標識技手ニハ本俸ノ外一ヶ月五十圓以上ノ加俸ヲ給ス
一 樺太、關東州及邊境地ニ在勤スル標識技手ニハ恩給在職年數ニ加算アリ

一 三 注 意

照會ニハ住所氏名ヲ明記セル返信用封筒ニ三錢切手ヲ貼付セルモノヲ同封スルコト

一 燈臺官吏養成所

(横濱市中區北仲通 燈臺局内)

◆鳥取縣告示第八十四號

森林法ニ依リ左記箇所ニ對スル保安林解除ノ申請ヲ受理シタリ

昭和十六年一月二十四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

氣高郡瑞穂村大字日光

臺帳面積

要解除面積

所有者

字

地番

保安林種

臺帳面積

要解除面積

所有者

東濱屋敷廻 一、〇〇六 防風林

町反畝 步

町反畝 步

木下懿太郎

一 昭和十六年一月二十一日發行鳥取縣公報第千二百號鳥取縣令第二號中左ノ通正誤ス

一 五 行 段 正 誤

貨金統制令施行細則

貨金統制令施行規則

集

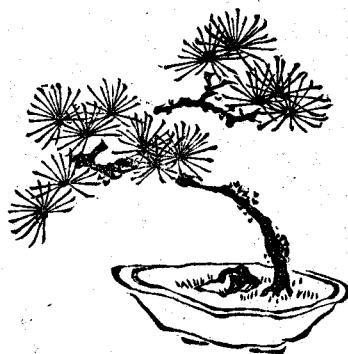
報 第八十九號

00602

特報變事

舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

て就に則規上買金



一昨年五月地方廳を中心として開始した金の集中運動は非常な好成績を挙げ、當初來銀行其の他の取次機關を通じ、金を政府に賣却せられた者は約三百萬人の多數に上り、其の金額は非常な巨額に達して居るのであつて、今次事變の遂行に必要な國防及び生産力擴充物資を購入する上に非常に大きな貢獻をして居るのである。

しかも、我國は今や世界的大轉換期に際會し、眞に未曾有の時局に直面して居るのであつて、先般皇國と其の意圖を同じくする獨伊兩國と相提携し、大東亞共榮圈の確立に邁進することとなつたのであるが、此の共榮圈の確立は決して一朝一夕に出來るものではなく、眞に臥薪忍苦十年の心構を必要とするのである。即ち大東亞共榮圈の確立のためには、此の圈内で國防資源を始め重要物資の劃期的増産が現實に出來ることが必要なのであつて、

(一) 金の賣却命令
此の金買上規則の骨子の第一は、大藏大臣は必要があると認めた時は何時でも金即ち金地金及び古金貨幣、外國金貨其の他の金製品並に金貨幣を政府又は日本銀行、其の他大藏大臣の指定する者に、何日迄に何う云ふ手續で賣却すべしと命ずることが出来ると言ふことである。(第一條及び第二條) たゞ金地金については金の品位が千分中二百五十即ち六金以下のもの及び金製品については賜品、國寶及び重要美術指定品については賣却を命じないことになつてゐる。

之が出来上るまでは從來よりも却つて更に多額の物資々材を海外から輸入しなければならないのであるが、最近の第三國に對する輸出は日獨伊三國同盟の締結に關聯して抑壓變更を免れない状況となつて來たのであつて、我が國にとつては海外よりの重要物資輸入資金としての金は以前に増して必要となつてゐるのである。

て、政府に於ても之を不徹底裡に放置することは國家總力戰の見地より考へても決してよいことではないのであるから、之が徹底裡に於ても之を不徹底裡に放置することは國家總力戰の見地より考へても決してよいことではないのであるから、之が徹底裡に期するため昨年九月九日金委員會の議を経て、同十月十日產金法に基いて大藏省令第七十三號を以て金買上規則が制定せられ、即日施行を見るに至つたのである。以下この金買上規則について簡単に説明することとする。

次

- | | |
|------------------|----------------|
| 一
明年度國家叢書の常識 |(時局課)三頁 |
| 一
大日本青年少年團の結成 |(庶務課)三頁 |
| 一
火災の豫防に就て |(社會教育課)三頁 |
| 一
増産報國の意氣 |(規畫課)三頁 |
| 一
肥料配給割當について |(農產課)毛頁 |
| 一
鳥取母子寮 |(社會課)毛頁 |

るまで夫工も源資ぬら足

此の賣却を命ぜられた場合の賣却價格は產金法第十一條の四の規定に依つて、金地金については法律上政府の買上價格即ち純金瓦當三圓八十五錢、一枚十四圓四十三錢七厘五毛の割合に依るこになつて居り、金の合金及び金製品については金委員會に於て決定することになつて居るのであるが、此の金の合金・外國金貨・其の他の金製品も總て、其の物の中に含まれて居る金の純量(鑑定の方法に依る場合は鑑定に依る純量)について瓦當三圓八十五錢即ち一枚十四圓四十三錢七厘五毛の割合に依り算出した金額とすることに、去る九月九日の金委員會に於て決定せられたのである。(昭和十五年十月十日大藏省告示第三百四十六號)要するに政府から賣却を命ぜられた場合の金の賣却價格は何なんものでも又何んな場合でも、總て其の中に含まれる金の純量について瓦當三圓八十五錢の割合で算出した金額である。

(三) 賣却せざることの許可

大藏大臣から此の規定に依つて賣却を命ぜられたものが工業用・醫療用・研究用として必要とむを得ないものであるとき、又は美術的・骨董的又は工藝的價値大なるもの、其の他鑄潰することを適當としないものであるときは、大藏大臣の許可を受けければ之を賣却せざることを得るのである。唯金製品を日本銀行等に買戻條件附で賣却すべしと命ぜられた場合には、此の賣却せざることの許可是受けることは出來ない(第三條)。茲に美術的價値大なるものは重要美術指定品に準すべきもの、其の他美術的價値大なるものを言ひ、骨董的價値大なるものは骨董品として市場價値の大なるものを言ひ、又工藝術的價値大なるものは何々各工の作と言ふ

ふやうに工藝術的價値大なるものを言ふのであつて、斯様なものについて賣却せざることの許可を受け様とするときは、次の事項を書いた許可申請書を大藏大臣に提出しなければならない(第四條第一項)。

- 一 申請者の住所、電話番號、職業及び氏名又は商號及推定含有金量並に買入年月日及び買入價格
- 二 許可を受けんとする物の種類、態様、個數又は枚數、金量
- 三 許可を受けんとする事由の詳細
- 四 賣却命令書の番號及到達年月日

五 其の他参考となるべき事項 尚大藏大臣は審査の上で必要があると認めたときは、此の許可の申請をした者に現品の送付を命ずることがある(第四條第二項)。

斯く許可申請があつた場合には大藏大臣は金委員會に詮問した上で許否を決定することになつてゐるのである(第五條)。

此の許可申請書を提出した者に就ては、賣却すべき事を命ぜられた物を大藏大臣の許可の決定通知がある迄、又は不許可の決定通知を受けた日から一週間以内に賣却を猶豫される。即ち此の許可申請に對して大藏大臣の許可があれば勿論賣却しなくてよいのであるが、不許可の決定を受けた場合には、其の通知を受けた日から一週間以内に之を賣却しなければならないのである(第六條)。

(四) 讓渡其の他の處分の制限

次に此の昭和十五年十月十日から金製品・金貨についても譲渡其の他の處分が制限されることになつたのである。即ち金地金に

00606

ついては既に昭和十四年十二月以来金塊・金の合金・潰金は金使用規則に依つて政府の外は金使用許可證・金譲受許可證若くは金使用券を持つてゐる者又は政府の指定を受けた指定金地金賣買業者以外には賣却出来ず、又此等以外の者は之を買入れることが出来ないことになつてゐるのであるが、(金使用規則第四條及第五條)今度指環・提飾其の他裝身具・時計側・眼鏡様其の他身廻品・煙管・シガレットケース其の他喫煙用具・杯・盞其の他飲食用具・燭臺・香爐其の他家具什器置物・文鎮・硯屏・ペーパーナイフ・ベンナナイフ・印形又は肉池である金製品及び大判・小判其の他の古金貨幣、外國貨幣・外國金貨並に金貨幣と言ふ昨年七月一日の金保有狀況調査の対象となつたものの外・鍔(刀のつば)のものを固める金具)、且貫其の他刀劍附屬金具たる金製品も、政府の外は日本銀行・財團法人戰時物資活用協會又は社團法人金銀製品商聯盟に賣る場合の外は他の人に賣却することも亦買入することも出来ず、又之以外の者は之が賣却其の他の處分を受くることが出来ないことになつたのである。(第七條乃至第九條及び昭和十五年十月十日大藏省告示第三百四十四號及び三百四十五號)。

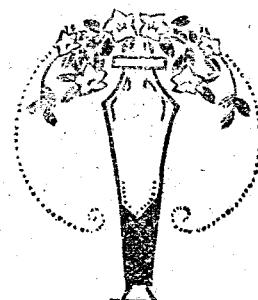
(五) 檢査及び報告の徵收

更に大藏大臣は必要に應じて金の保有狀況について報告をとつたり、又當該官吏をして検査をなさしめることが出來ることとなつたのであつて、之に依つて、地金商とか時計商のやうに金製品を取扱つてゐる者以外に一般の者についても、必要があれば検査することが出来る譯である。尙此の検査を行ふ場合には當該官吏は其の身分を示す證票を携帶することになつてゐる(第十條)。

家を浮沈に關する變事が起つた場合の用意に代々傳つて居るものが多いやうである。今日金を持って居る人の中には、其のが記念品であるとか、親の形見であるとか、或は先祖傳來の家寶である

00607

からと言ふやうな理由で賣却を避つて居る者もあるかと思はれるのであるが、今日は未曾有の重大時局であつて、一億の國民が大東亞共榮圈の確立のため我が身、我が子の命さへ喜んで捧げつゝあることに鑑みても、相當の犠牲負擔はあらうとも金は總て國家に提供し、此の時局に貢獻せられんことを切に希望する次第である。



明 年 算 議 常 家 國 豫

△總豫算と特別會計

いよ／＼事變第五年の春を迎へたわけであります。一年の計画は元旦にありと申しますからこゝにその元旦にちなんで昭和十六年度國家豫算のことについて簡単に記して見ませう。しかし國のやり繰りはわれ／＼のやり繰り算段と違つて正月即ち新年度といふことにはならないのであります。わが國では毎年四月一日から翌年三月三十日までの一ヶ月を豫算編成の一単位として、これを會計年度といつてゐるのでありますから、この點を間違はぬやうにせねばなりません。又豫算とは政府が國家の財政を運用し

豫算について記します。
明年度の一般會計豫算は六十八億六千三百萬圓であります。この一般會計豫算に屬する收支の豫算が一と口に總豫算といはれてゐるものであります。この總豫算に對して特別會計に屬するものを特別豫算といふのであります。この特別豫算には鐵道會計の如き全然總豫算の外に獨立して編成されるものと、過不足の部分のみ總豫算に現はすやうに編成されるものがあります。例へば專賣局會計の如きはその餘剰を總豫算に繰り入れるのでありますし、健康保険だとか帝國大學の會計などは不足の分を總豫算から貰ひ受ける仕組みになるわけであります。

△明年度豫算の輪廓

特別會計に屬するものは現在三十九を數へられてゐて、この中には例の臨時軍事勘定も含まれてゐるのでですが、明年度は軍事費を除いた分が二十三億圓にのぼつてゐます。臨時軍事費の方はまだ發表せられて居りません。そこで總豫算でありますが、政府の發表によりますと

經濟部	歲 入
三十七億九千萬圓	

臨時部	三十億七千三百萬圓
歲 出	六十八億六千三百萬圓
計	六十八億六千三百萬圓

経常部

三十三億二千萬圓

臨時部

三十五億四千三百萬圓

といふことになつて居りまして、これを前年度の當初豫算五十八億二千二百萬圓（成立豫算六十億九千萬圓）にくらべると約十億四千萬圓も殖えて居るのであります。

經濟部・臨時部といふことについて説明すれば、經濟部といふのは年によつて増減はあるがその性質上永久に繼續するものといふのであります。實例に就て云へば歲入經濟部と云ふのは租稅であるとが、或は印紙收入、官業及び官有財產收入などが數へられる、歲出經濟部は皇室費はじめ各省の俸給費や事務費とか、或は恩給、預金利子、國債整理基金などをいひ、一方臨時部とは文字通り臨時の收入や、歲出を指すのであつて赤字補填のため公債を出して得た收入とか、或は生産力擴充とか貿易振興とかのために支出するものもいふわけであります。ですからいま云つた歲出を各省別に分けた次の數字は（端數省略）

皇 室 費	四、五〇〇千円
外 務	七〇、〇〇〇
陸 務	五九七、〇〇〇
内 務	一一、一三五、〇〇〇

又この十億の増加といふのは、一般に事務の増大から標準豫算が膨脹したといふことと、物價の現状から豫算單價をいくらか引き上げたといふことが原因であります。各省別の歲出で前年より著しく増加したのは大藏省の三億圓と海軍省の二億圓で、あとは大体同じやうに増加してゐます。

△臨時軍事費と追加豫算
前にもいふやうに明年度の豫算は大体六十八億圓餘りであります。

すが、近ごろ一と口に百億豫算といはれるのはこれに臨時軍事費などを加へた額をいふのであります。

今日の戦時豫算に決定的な重要性を持つのは事變關係の臨時軍事費追加額であつて、これは何故追加額といふかといへば、前にも記したやうにこの費用は特別會計の中でも毛色が變つてゐるからであります。

國の豫算は原則として一ヶ年を限つて編成されるといひましたが、しかし特別の必要があれば一ヶ年でない場合も生ずるのであります。日露戰爭のときの軍事費特別會計は三年四ヶ月であつたが、こんな具合に今度の事變費も年と關係のない繼續的なものになつてゐるのであります。今後一ヶ年に要する額を追加額として要求するやうな仕組になつてゐます。

この臨時軍事費はまだ發表になつてゐないので何ともいへないのであります。しかし今度の三國同盟によつて國防方向がハッキリして、その重要性が一層加はつてゐるのですから、これは十五年度の追加額たる四十四億六千萬圓をはるかに突破する膨大なものと想像されます。だが、こゝでは假りにこれを前年通りに抑へたとしても、總豫算を合せるとその合計額は百十三億を超えることになります。それに、一般會計の本豫算(基礎的な豫算)に間に合はず、後になつて現はれる追加豫算がありまして、これも前年の追加豫算にくらべて決して數くはないと思像されるのであります。が、これを前年同様二億七千萬圓餘と見て前記の額に加へると、實に百十六億圓といふ記録的な豫算となります。そして實際はこれより何億圓か頭を出すといふことが想像されるのですかければいけないといはれてゐるのであります。

ら莫大なものであります。

△物の調達と公債消化

右のやうに今までには百億豫算といふことが通り言葉であつたのがそれを更に突破するわけですから、この豫算の膨脹についてはいろいろ問題が伴つてまゐります。まづ第一に問題となるのは金と物との調整であります。この豫算を現實に遂行するとなると豫算の裏づけとなる物の調達が果して出来るかどうかといふことがあります。近ごろでは金の豫算より物の豫算といふことがいはれます。が、實際の豫算の遂行には豫算と深いつながらのある物資動員計畫なり、勞務動員計畫なりの決定が先決であります。勿論政府ではこのための物資動員は出来るだけの力を盡してゐるのであります。が、國民の充分なる協力が最も大切なわけであります。

それからインフレーション對策が考へられます。この膨大な豫算を施行するについては政府としてもインフレの悪性化を出来るだけ阻止する方策を講ずるのですが、しかしこれは政府だけの問題でなく、國民として極力これに協力せねばならぬことは云ふまでもありません。

豫算の遂行でいま一つ問題となる大切なことは國債消化であります。前にいふやうに一般會計における公債發行が前年度より二億圓しか多くないといつても、臨時軍事費追加額を賄ふ公債も前年よりふえませうし、その他の特別會計に於ける發行もあることですから、この全体では公債の發行高は前年度の六十億二千萬圓である。

00610

大日本 青少年團の結成

より餘程ふえるだらうと想像されます。ところが最近の國債消化率といふものは急激に鈍化してゐる傾きがあります。この情勢からすれば國債消化の方法は過去三年の方法を踏襲してゐるわけにはゆかないのです。いまして、これに對する新たな手段を講じなければいけないといはれてゐるのであります。

從來の大日本青年團、大日本聯合女子青年團、大日本少年團聯盟、帝國少年團協會は今回戰時下青少年訓練の徹底強化を行つて發効清新、明朝潤達なる生活の中に國體の本義を體得せしめ、以て高度國防國家体制の建設を期するため、これを打つて一丸とする大日本青少年團とすることとなり、去る一月十六日日本青年館に於て結成式が舉行せられた。

抑々大日本青年團が初めて創立されたのは大正十三年十月三十日(勅語下賜記念日)であつたが、青年團の實体は遠く維新前よりあつた若連中に源を發するものであつて、明治中期に至つて先覺者によりこれが改良改組を叫ばれ、修養と社會奉仕を目的とする青年會となり、其の後大正四年に「青年團に關する訓令」が發せられて青年修養の機關として健全なる國民、善良なる公民を作ることを目標とすることが明かにせられ、國民的修養機關として

朝野識者的重要視するところとなるに至つたものである。

又大日本女子青年團の前身は大正七年に生れた處女會中央部であるが、その後時代の趨勢は女子青年團の發達を促し、大正の末年頃には全國に一萬三千餘の團體の設立を見て組織も次第に整備し、府縣毎に聯合團が作られて從來の處女會中央部を解体し、昭和二年十月十日全國的連絡統合機關として大日本聯合女子青年團を結成したものであり、大日本少年團聯盟は大正十二年に生れ、帝國少年團協會は昭和九年各小學校を單位團として生れたものである。

これ等の四團体を統合して今度結成された大日本青少年團は團員を幹部團員(二十一歳一二十五歳)と普通團員(十四歳二十歳)に分け、基本的組織である單位團體は男子青年團、女子青年團、少年團の三種類として大體青年學校、小學校の通學區域を基準に組織せられ、各團長には校長が當る豫定であつて、それを町村郡市・府縣と順次統轄して行く仕組であり、全國を統轄する大日本青少團は團長に文部大臣があたり、指名による副團長三名、顧問、審議員各十數名、參與、専門委員、事務局長以下總務部、企劃部、訓練部、文化部、青年部、女子部、少年部の部長が置かれるものであつて、各府縣の地方團體組織も成るべく早く着手して本年三月中には整備される豫定である。

X

X

X

X



火災豫防に就て

「火事は最大の消費」であります。時局下お互に火災の豫防には充分氣をつけなければならぬのであります。特に冬は空氣の乾燥し勝ちな時節であるのに、寒さと共に火を用ゐることが非常に多くなるため火災の起りやすい時でありますから、防火については格別注意しなければなりません。

由來我が國は國土の地理環境に原因いたしまして自然の脅威を受けることがなかつて多く、地震、津浪、暴風又は洪水等による災害が度々起つてゐることは御承知の通りであります。

固より我が日本國民は如何なる災厄、如何なる困難に遭遇致しましても決して之に依つて意氣沮喪するが如きことはないのであります。如何なる災害をも乗り越へて進む所に日本國民の日本國民たる眞の姿があるのであります。しかし我が國は只今國運を賭する大戰争をして居る際であり、些細の資源もまた東亞新秩序の建設に無くてはならぬ彈丸なのであります。是等の災害を出

来る限り未然に防止し、人命財産の不必要なる損害を防ぐことに努力いたさねばならぬのであります。

地震とか津浪とか、或は又颶風とかいふものは之は自然現象であります。その襲来そのものは如何とも致し難い不可抗力でありますから、之は國民の心掛け一つに依つて十分に減少せしめることが出来るのであります。火災豫防に關して聲を大にして絶叫する所以も亦こゝにあるのであります。

然らば火災豫防の方法は如何にすればよいかと申しますと、是は畢竟「火の用心」の一語に盡ります。この「火の用心」といふ言葉は多年國民の間に唱へられてはゐますが、社會の總ての人が果してこの「火の用心」に眞剣な努力を致して居るかどうかは甚だ疑はしいのであります。しかし毎年の火災統計を見ましても火災被害の九割迄が今尙失火に依ることを示してゐる状態であります。

昭和十四年中に於ける我が國火災被害の状況を極くかいつまんで申しますと、内地に於ける建物の火災だけでも其出火度數が一万七千回にも上つて居ります。此の數字は例年に比し些少が減少致してゐるのであります。しかもこの數字は建物だけの損害であつて、その他に山林、原野、道路、橋梁、船舶等の火災損害、更に是等有形の財産以外に火災の爲に蒙るところの損害、信用上の損害等無

00612

形の損害を加算致しますならば實に莫大な額に上るのであります。内地外地を通算して概略二億圓以上のもの上るであらうと推算されてゐるのであります。又火災に伴ふ人命の死傷も毎年著しいのであります。死傷者數は合計四千名にもなつて居るのであります。物的資源の上から申しましても將又人的資源の上から申しましても、まことに看過するを得ない重大問題なのであります。

此處に同じく十四年に於ける本縣の火災度數及び損害見積額について申しますと次の通りであります。

火 灾 度 数

二十世帶以上焼失	一
十世帶以上焼失	二
二世帶以上焼失	一九
一世帶未満焼失	六七
燒失家屋	一三二
半 燒	三〇七
内 住 家(全 訳 非住家)半 燒	一四五
半 燒	一五九
内 住 家(全 訳 非住家)半 燒	一四五
燒失建坪(全 建坪)半 燒	六九四
燒失世帯數	三六、五九八平方丈
全 燒	二二一
全 燒	一六七

半 燒

平均燒失世帯數 四四

負 傷 者

一・六

損 喪 見積 額

五〇九、三四七圓

平 均 損 喪 見積 額

二、四一

平 均 一 世 帶 損 喪 見積 額

三、八五九

而してこれ等の火災の中には放火、雷火、自然發火などと云ふ特殊の原因に依る火災も少數はあります。その大數即ち九割位までは轟に申しました通り所謂失火であります。從て是等は國民が「火の用心」といふ一事に充分徹底すれば免れ得るものなのであります。尙特に申上げたいことは異くも警防事業の進歩發達を目的として組織せられて居りまする財團法人大日本警防協會の總裁であらせられる(梨本宮殿下に於かせられましては、一昨年六月二十六日全國警防團員の指針とすべき優渥なる令旨を下し賜つたこと)であります。三百萬警防團員は下し賜つた綱領を貴き信條として益々義勇奉公に燃えつゝその任務に邁進してゐる次第であります。

斯擧に致しまして警防の事業は著々整備せられて參つて居るのであります。將來は當局の指導と團員の熱誠なる努力と相俟つて飛躍充實を來することは之を信じて疑ひません。然しながら防火のことは如何に警防團の組織が充實整備致しましても、其の活動の範圍に就きましては自ら一定の限度があるのであります。國民自衛の態勢が之に伴はなければ完全とは申し難いのでありますから家庭隣保組織の強化、家庭防火施設の充實並に之が訓練等に關しましても一層の努力をお願ひする次第であります。



増産報國の意氣

左に掲げるものは内原に於ける農業増産報國推進隊の第一期訓練開始に當り、去る十一月十九日青少年義勇軍訓練所長加藤完治氏が隊員に述べられた中の一部である。本縣よりも各町村から三〇二名が隊員として受講して歸つて、これから各々その郷土の増産實現の推進力にたらうとしてゐる折であるから、ここにこれを増産報國の意氣と題して採録し、縣民一同増産報國を進める一助とする。

△ 私共はお引受けをしたのであります。

△ 次に申したいことは、吾々がお話をするにしても誰が見ても斯うだと思ふ今日の日本のあるの儘の國情を申上げて、さういふ國情を吾々が腹に置いて、斯ふいふ時局に於ては吾々は何を爲すべきかに付てお互に考へ、意見が一致した場合には是を共々に手を携へて斷行するといふことに行きたいと思ふのであります。今度は一萬五千人の方がおいでになるのであります。此の間も私皆の方のやうに見られることであります。私は涙が滾れたのであります。一萬五千の若者が本當に立上りますれば、相當時局の困難がありましても其の困難を突破することは必ず出来ると固く信ずるのであります。

△ 時に依りますとやれ加藤のイデオロギーとか、やれ石黒のイデオロギーとか、やれ誰々のイデオロギーとか言ひますけれども、さうではないのであります。そんなものはありませぬ。加藤にしましても自分の意見といふのではない。唯お國の爲にどういふ風に盡すのが「番正しい」。お國の爲に自分の命を棄てたいのであります。

△ 私の方に准幹部三百人が居りまして、是は今年の八月から色々な鎌へて居るのであります。三百人が全部打起しも出来るし、中

△ 本日は最初の日であります。私は皆さんに對する心持を申上げて置きたいと思ひます。

△ 實は此の講習會に於きまして私共が私共の意見を皆さんに申上げるといふのではありません。今日の時局の重大性を本當にありますように理解して、さういふ重大時局に處して吾々日本の農民として農業に携つてゐる者はどう云ふ心構へで、どういふ仕事に汗を絞るべきか。斯ふいふことを此の際によく國務大臣から聽きまして、さうして起ち上るといふことが非常に大切であると思ふのであります。近衛總理大臣や石黒農林大臣、或は星野企畫院總裁といふ人々が色々考へたり案を立てたりして、地方長官なり、色々の方々にお話はして居りますが、それ等の人々は鋤鍬を執つて増産運動の第一線に立上つて居る人ではあります。寧ろ第一線に立つて鋤鍬を手にし、直接に増産運動に觸れてゐる處の日本農民に、近衛首相初め、殊に石黒農林大臣あたりは眞剣に直接に話をする義務があると私は思ふのであります。又直接にさういふ方々から本當の所を伺つて、さうして當局の國務大臣と心を一にして國の爲に盡す事が吾々臣民の道であると思ふのであります。直接に斯擧な方からお話を聞いて、肚の底にそれを入れて、さうか然らば吾々は増産運動を思ひ切つてやう。斯ういふ風になつて初めて一億一心と言へると思ふのであります。そこで吾々は吾々の立場に立つて臣道實踐が本當に出來ると思ふのであります。さういふ譯で此の内原に於て、お忙しい中を皆さんにお集り願つて直接に國務大臣のお話を静かにお聞き願へるやうにしたいといふ

△ 僕の計算では今年の麥は少くとも今日二十萬町歩位普段よりも餘計に播付けたいのであります。併しも今では東北地方は播げなくなつて参りました。しかし私に言はせれば播く氣になれば播けると思ひます。僕は山形縣に居りまして十二月一日の穀の降る日に麥蒔きをしたことがある。大麥を山形の郊外で播いたのであります。其の時はを見て居つた青年が「何を播いて居るか」といひますから、「麥を播いて居る」といひました所が、「大麥は今麥を播く人は餘程どうかしてゐる」といひますから、「餘計なお

00615

世話を焼くな、ものが出来ると思ふから播いて居るので、出来ないと思つて播ぐ馬鹿があるか」といつた所が「出来る」と先生は言ふけれども一体どれ位出来るのですか「かういひますから「君等の作るよりもと餘計に出来るといふのだ」其の時分は大正四年の十二月でありますから随分前であります。其の時分には山形では牛糞などは全然用ひない時代であります。私共の農場の近邊には牛が十頭も居るのに、誰も其の十頭の牛糞を取る農民がないといふ時代でありますから随分古い話であります。其の時分あの近邊の大麥の収量が大体一石六斗が平均だつたのであります随分少い。僕はそこが分つて居りますから、「君等の穫れるよりも餘計に穫れるのだ」といつた所が怒つてしまつて、「穫れなかつたらどうする」といふから、「穫れなかつたら僕は君の村へ行つて頭を地面に摺りつけて謝る、穫れたらどうする」。「穫れたら皆が謝る」といふのです。よしそれぢや一つやらうと言つて居つたのです。

其中に他の麥が二、三寸になつて居るのに僕の方のは芽が出ない。それから翌年三月半ば頃に雪が消えると他所の麥は青々として居るのに僕の方のは出てゐない。青年はそれ見ろといつて笑つてゐる。こつちは芽の出ないことを覺悟してゐるのですから少しも驚きませぬ。暖くなればあちらの方は早い。梅も櫻も一遍に咲くので、出初めたら早いのです。それで芽が出初めたから硫酸アンモニアを水に落かしてやつて居りますと青年が見に来まして「何をやつて居るのですか」。「今水をやつて居るのだ」。「随分地頃が濕つて居りますね」。「今水をやつてからだ」。さうして居る

く團長としての資格がないと恥ぢるより仕方がありませぬ。成るべくならばさう指令を出して戴きたい。やつて見て失敗すればその失敗が又實になるのであります。失敗したつて構はないのです。農業は一生涯農場に於て勉強するといふのでありますし、農業位むづかしいものはないであります。やつて見て失敗したことがそれだけ實になるのであります。何遍しくじつてもやるといふ精神が大事なのであります。決して失敗は無意味にならぬものであります。

△

其の次には今の日本に於きましては木炭の問題がある。是れ又眞剣勝負の氣持で吾々が立上らなければならない問題であります此の木炭を眞面目に焼くといふことは誰も異存がないのであって總理大臣まで頭を下げる問題であります。下は乞食より上は總理大臣に至るまで眞面目に吾々が炭焼きをして年寄や子供が此の冬寒くないやうに、必要な所にはちやんと炭を配ることが出来るやうにしようと思つて立上りました場合には、是に對して苦情をいふ者はない。誰だつて頭を下げるのであります。

山鹿素行先生は「誠」といふことを註釋いたしまして、「誠といふは先づ第一に自分が納得することなくちやいかぬ。自分の精神が成程と思ふことが一つ。其の次に自分の父母妻子家族の人々が尤もと思ふことでなければならぬ。其の次には近邊の朋友とか親戚が頭を下げる事。最後に世界人類全體が頭を下げる事もつと進んでは森羅萬象、草木虫魚、おらゆるもののが頭を下げる所の行動こそ本當の誠である。」斯ういはれて居るのであります。

00616

00615

中に疏安が段々効いて伸びて來まして、何時の間にやら農民の麦と同じやうになつて参りました。到頭最後に收穫したのは二石六斗であります。勝つてしまつたのです。「謝まれ」といふ譯です。仕方がないものだから向ふでは皆で謝りました「唯謝まつたつて分らない、印を出してはつきり謝まれ」といつた所が到頭青年も考へ込んで居りました。休みの日に三人ばかりが山へ行つて二間近くの松の木を堀つて車に積んで持つて來まして、自治講習所の門の脇に二本、僕の官舎の脇に一本か二本、全部で兔に角五本植はつて居ります。まだ多分あるだらうと思ふが、あの松の木は農民が種播き運動で負けた印であります。

さういふ自信がありますから東北の方でも十二月一日までは丈夫です。二石六斗穫れた例がちやんとあるのです。それが穫れないと人には頭が悪いのだから自分で恥ぢなくちやならぬ。

△

有難いことには農業だけはやつて見るのが一番宜いのです。議論はいらない。何遍議論したつて一粒の麥も得られないのです。馬鹿でもやれば出来るのですからやればよい。東北地方でも憩々麥を播かうと思へばまだ出來ると思ふのであります。諸君がこちらから歸つてからといつてゐる中に雪が降つてしまつては仕様がないけれども、さうでなければ出来るのであります。若しあなた方が十二月一日まで歸れなければこちらに居る間に手紙で青年團に言つてやつて、空地といふ空地、差支へのない場所には麥を播けといふ指令をやつても宜いと思ふのであります。それ位の指令を出して守る人が居らぬやうな青年團長ならば、まだ

今日此の陸愛播き運動とか炭燒運動の如きは誰が何といつたつて頭の下ることであります。さういふことはたいして經濟學の知識や、法律學、文學の知識がなくとも、又英語や獨逸語が分らなくても是ははつきり分るのであります。それが分つたならば、あとは麥播きをするにはどうしたら宜いか、炭燒はどういふ風にしたならば一番宜いか、どういふ所にどうするかといふやうなことを確り研究して、理想の方法はどうであるか、是に從事する人はどうするかといふことを決めて行つて、慈々機會が立りましたならばそれを勇往邁進、實行する以外に途はないであります。何回お歴々が集まつて審議會を開いてわい／＼議論したからといつて麥の一粒も出來はしない。炭も焼けませぬ。吾々は直ちに是に着手するといふ運動を開始する。其の原動力を此訓練期間に於てお互に肚の中に入れたいのであります。

それから、私はどう考へて見ても生産擴充の一一番の要點は、兎に角自分自らが汗を絞るといふことが根本問題であると固く信じて居ります。此の間、經濟更生部で出版してゐる「興業意見」といふ書物を見ましたが、是は大變良い書物であります。抜書にして簡単な所を印刷してお配り出來ると思ひますが、此の本は明治十七年に、時の農商務卿であつた西郷從道（隆盛公の弟）さんの下に居られた産業組合の父とも言はれる所の品川彌次郎さん、此の方は吉田松陰先生から彌次々々と言はれて一番可愛がられた人で、此のお方が農商務大輔で其の下に居られた前田正名といふ男爵のお方が編纂主任となつて、高橋是清翁又其の下に居つて是

00617

等の方々が三年間、過去五十何年かの農業に關する凡ゆる事柄を集め、研究に研究を重ねて書きました書物であります。何と書いてあるかといふと、業を興す爲には資本も要るし組織も要る。詰り生産擴充に對して必要な運動を興す爲には土地に對する法律とか組織といふものが要る。併しながら資本とか組織とか法律とかいふものは是は死物である。之を動かすのは人間である。人間の精神である。結局生産擴充運動は日本國民の精神運動である。精神の振興をするといふことが生産擴充の根本である。といふことを書いたのが其の結論であります。だから吾々が幾ら考へて見ても、最後の結論は私共が汗を絞るといふことになると思ふであります。

それではありますから、どうかお互に其の精神で此の講習中は黙々として興へられた時間は幹部の説明に従ひまして、お互に汗を絞ることにしたいと思ふであります。剣道が上手になるにはばん／＼打たなければなりません。柔道が上手になるにも思ひ切つて投げられなければならないのです。繰返して打たれ投げられて始めて柔道、剣道の選士になります。農業亦然であります。吾々は農業労働の愈い意味合は既に本當に理解して居ります。けれども、益々之を磨いて行かねばならぬのであります。今回の訓練を受けるにしても、半日位は農業労働に汗を絞らなければ立つても立たぬといふのが本當であるし、さうならないとすればさうなるやうに自分を磨き上げることが必要と思ふのであります。ですから半日位は眞面目に眞剣に一つ働くといふことにしたいと思ひます。職員の方では色々それに對し

て仕事の分配をして戴き、仕事をお示しすることに考へて居るやうでありますから、どうか興へられた仕事に對しては確りやつて戴きたいと思ふのであります。

それから、内原では天照大神がお出ましの際の「天晴れおけ」をやるのであります。丁度はあなた方は八百萬神であります。八百萬神が内原に全國からお集りになつて君が代を合唱し勅語を奉讀して理想の光がはつきりした場合に於て嬉しくて堪らない。天晴れ、あな面白あんな手伸、あな明けおけ」是は八百萬神がやむにやまざる眞心でお詫びになつた。神代時代を思ひ起して之を齊唱するといふことは決して間違ひぢやないと思ふであります。さういふ方々が此處にお集りになつて君が代を合唱し勅語をさうして其の次に、天皇陛下の御榮をお互に腹の底からお祈りする。日本人としては斯くあるべきであります。さういふ日本人とて斯くあるべきことをやるのが當然の行事であつて、決して變つた行事ぢやないのであります。

又、皆さんは大勢の方々であります。併し大勢だつて一人の集りです。各小隊五十人其の五十人がきちつと整理がつくならば全部整理がつく。小隊が各個てんんで色々なことをやつたんだやごちや／＼になりますから、假に一個中隊で以て行事をする場合には、大体此方で時間を決めて、各中隊なら中隊、決めた事を一緒にやれば一齊に行きます。眞面目であつてもごちや／＼してしまふから、さうならないやうに願ひたい。火事の場合などは皆眞面目だけれどもごちや／＼する。だから是だけの人に行きます場

00618



肥料配給割當に就て

合にはごちや／＼しないやうに而も眞面目にやる。それには第一頭が良くなければならぬ。頭が悪いところをや／＼する。今度の増産推進隊は或る意味から申すならば、日本國の農民の中堅の方々が集まつて居るのだから、所謂日本の縮圖である。流石に襟が正しいと言はれるやうにお願ひしたい。どうか皆さんは其の點に就て自重をして戴きまして、是非さういふ風にお願ひしたいのであります。

本年一月以降七月までの期間に於ける本縣割當無機質肥料及び有機質肥料第一回分大豆粕・鰐粕（全部配合肥料）に對する市町村別割當數量並に市町村配給團體別取扱數量が決定せられて、縣から市町村長及び市町村農會長宛に通牒が發せられた。

この割當數量は縣經濟更生委員會の答申に基き、主要食糧農作物たる稻及び麥等の生産確保に主眼を置き、其の他の計畫農產物の増産をも考慮して作物栽培面積、出入作關係、從來の肥料消費慣習等の實情と照應して割當決定せられたものであつて、

イ 硫安（石灰窒素及び臨時配合肥料の無機質窒素肥料は窒素として硫安に換算）は、水陸稻及び麥（追肥）の分は耕種改善規準に依る各地方別段富標準施肥料の八五%、甘藷、馬鈴薯

肥料（大豆油粕、鰐粕）は、水陸稻及び麥（追肥）の分は耕種改

善規準に依る各地方別段富標準施肥料の八五%、甘藷、馬鈴薯

肥料（大豆油粕、鰐粕）

有機質肥料組合

肥料商業組合

六三、七%

薯・桑・果樹園藝及び食用作物・菜種及び工藝作物・煙草の分

は各その六五%

ロ 過磷酸石灰（臨時配合肥料の無機質磷酸肥料に付ては過磷酸

として過磷酸石灰に換算）は、水陸稻及び麥の分は同じく各

地地段當標準施肥量の八五%、甘藷、馬鈴薯は一〇〇%、桑・

果樹・園藝及び食用作物・菜種及び工藝作物・煙草・綠肥及び飼

料用作物の分は六五%

ハ 其の他無機質肥料の配給又は代替の場合は、窒素肥料につては硫安に換算し、磷酸質肥料にあつては過磷酸石灰に換

して配給又は代替配給

ニ 塩化加里は配合原料として稻・麥の作付段別に按分配給

木 有機質肥料は窒素として通算したものを基礎として配給

（當第一回割當量の大糸粕・鰐粕は現下の肥料事情に鑑み

せられたものであるから、市町村に於ても農會・養蠶實行組合と連絡して市町村内に於ける施肥基準を設定し、右の標準に依據して管轄内の割當數量を決定し、農家も亦配給せられた數量をこの標準に據つて施肥計畫を樹立して施用しなければならない。

尙、月別配給數量は配給團體から市町村に對し追つて通知される筈であるが、配給團體別取扱數量の割當は無機質肥料（硫酸アンモニア、過磷酸石灰・石灰窒素、加里鹽）

の割當數量は縣經濟更生委員會の答申に基き、主要食糧農作物

00019

産業組合 肥料商業組合 三八、〇% であつて、官・縣立公務用の肥料は別に配給されることになつて である。

昭和十六年一七月配給臨時配合肥料

(イ) 原料割合

稱

硫

安

一九%

過磷酸

一六%

過磷酸

氯化加里

大豆粕

鰐粕

粗

計

質

質

計

質

計

質

産業組合

稱

硫

安

一九%

過磷酸

一六%

過磷酸

氯化加里

大豆粕

鰐粕

粗

計

質

質

計

質

計

質

又、臨時配合肥料の原料割合及び保證成分量を記すと次の通り

名 (ロ) 保證(表示)成分量	窒素全量	アソモニア性窒素	磷酸全量	可溶性磷酸	加里全量	水溶性加里	粗
臨時配合肥料六號甲	七、〇	七、〇	九、八	九、五	三、〇	三、〇	一〇、〇〇〇
同 乙 三、四四〇	七、〇	七、〇	一一、六	一一、三	三、〇	三、〇	一〇、〇〇〇
臨時配合肥料十一號甲	六、〇	六、〇	六、二	五、七	一	一	一〇、〇〇〇
同 乙 三、九四〇	六、〇	六、〇	六、二	五、七	一	一	一〇、〇〇〇
臨時配合肥料十二號甲	三、九四〇	三、九四〇	三、二一〇	三、四一〇	五二〇	二、九八〇	一〇、〇〇〇
同 乙 三、九四〇	三、九四〇	三、九四〇	三、二一〇	三、四一〇	五二〇	二、九八〇	一〇、〇〇〇
同 丙 二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、九八〇	二、九八〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 丁 二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、九八〇	二、九八〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
臨時配合肥料十二號甲	八、〇	八、〇	六、〇	五、五	三、〇	三、〇	一〇、〇〇〇
同 乙 八、〇	八、〇	七、一	七、一	七、一	一	一	一〇、〇〇〇
同 丙 五、五	五、五	三、〇	三、〇	三、〇	一	一	一〇、〇〇〇
同 丁 五、五	五、五	三、〇	三、〇	三、〇	一	一	一〇、〇〇〇



鳥取母子寮

00620

設置の場所は鳥取市大工町頭であつて名稱は「鳥取母子寮」とし、保護施設は保護舍不造平屋瓦葺一棟(建坪八十一坪七合七勺)附屬建物として保育部(乳幼兒保育室)木造二階建瓦葺一棟並に事務所及び指導監督者住宅一棟を有し、定員十世帯二十八名(母十名子十八名)として六疊二間、四疊半一間、五十錢の使用料を徵つた。

設置の場所は鳥取市大工町頭であつて名稱は「鳥取母子寮」とし、保護施設は保護舍不造平屋瓦葺一棟(建坪八十一坪七合七勺)附屬建物として保育部(乳幼兒保育室)木造二階建瓦葺一棟並に事務所及び指導監督者住宅一棟を有し、定員十世帯二十八名(母十名子十八名)として六疊二間、四疊半一間、五十錢の使用料を徵つた。

母子保護法に依る鳥取市の母子保護施設については、昭和十五年二月の調査によると收容要保護者約四十戸百三十二名に上つてゐるに對し、市に適當の設備が無く遺憾を感じてゐたので、同市では今回これが保護施設を實施することとなり、その設置申請があつたので縣ではこれが手續を了し去る一月十五日を以て知事より正式に認可指令が發せられ、いよいよその實現を見ることとなつた。

統制法規は

銃後軍紀

一月二十二日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載內容左記ノ通

寫眞週報第一五二號掲載內容

一 われに不動の決意あり

○黒潮をついて出動する帝國海軍の勇姿

○ほまれの若人海兵團入團及陸軍部隊入隊の日

一 空だぼくらの行くところ

新年少年飛行大會……東京

一 駐獨大使として再び御奉公の大島浩中將

再起のフランスは青年によつて……立ちあがるフランス青年たち

一 馬匹の改良すゝむ……滿州國

隣組會館生れる

一 東西三ツ兒合戦……初春に朝報しきりに至る

馬匹の改良すゝむ……滿州國

隣組會館生れる

統制へ大和心の

總 動 員

發行者 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
 支所 鳥取刑務所

00621